

宮古島市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス（独自）の算定方法の変更に伴うQ&A

（R7.3 宮古島市高齢者支援課介護予防係）

令和7年4月のサービス提供分より「1回あたりの単位」（回数制）を導入します。

但し、ひと月のサービス利用回数が、回数制で算定できる数を超える場合は、月額包括報酬（定額制）での算定となります。

【請求に関すること】

No.	質問	回答
1	要支援1の方で、週1回程度の利用をプランに位置づけている場合、月の週の数や曜日の関係により、ある月は『1月につき（5回提供・月額包括報酬）』、ある月は『1回につき（1～4回・回数制）』の報酬算定になる場合があるということか。	貴見のとおりです。
2	要支援1、要支援2で利用回数は決まっているのか。	1週当たりの回数を定める場合、目安として要支援1は週1回、要支援2は週2回となります。サービス利用の回数設定は介護予防ケアマネジメントにより、利用者の状態像に合わせた適切なプランを作成する必要があります。
3	報酬に算定する回数は、実際に利用した回数なのか、ケアプラン上の回数なのか。	実際に利用した回数の報酬請求となります。ただし、ケアプラン上の回数と異なるサービス提供が続く場合は、適宜ケアプランの変更を検討することも必要です。
4	要支援1の方で、週1回程度の利用をプランに位置づけ、1ヶ月に4回サービスを提供した場合の請求の仕方は？	436単位×4回＝1、744単位 ※回数制で計算

No.	質問	回答
5	要支援1の方で、週1回程度の利用をプランに位置づけ、5週目がある月だったため、1ヶ月に5回サービスを提供した場合の請求の仕方は？	1, 798単位 ※回数制算定を超えるため、月額包括報酬で計算 ※プランの変更は不要（軽微な変更のため）
6	要支援2の方で、週1回程度の利用をプランに位置づけ、1ヶ月に4回サービスを提供した場合の請求の仕方は？	447単位×4回＝1, 788単位 ※回数制で計算
7	要支援2の方で、週2回程度の利用をプランに位置づけ、5週目がある月だったため、1ヶ月に9回サービスを提供した場合の請求の仕方は？	3, 621単位 ※回数制算定を超えるため、月額包括報酬で計算 ※プランの変更は不要（軽微な変更のため）
8	要支援2の方で、週2回程度の利用をプランに位置づけ、5週目がある月だったため、9回のサービス提供予定も、実績は6回のサービス提供だった場合の請求の仕方は？	447単位×6回＝2, 682単位 ※回数制で計算 ※プランの変更は不要（軽微な変更のため）
9	事業対象者の方で、週2回程度の利用をプランに位置づけ、8回サービスを利用予定も、実績は週1回の4回の提供だった場合の請求の仕方は？	ケアプランに位置づけた支給区分を用いて下さい。 447単位×4回＝1, 788単位 ※回数制で計算 ※プランの変更は不要（軽微な変更のため）

No.	質問	回答
10	要支援1の方で、状態悪化のため、区分変更申請を行い、月の途中で要支援2になった場合の請求の仕方は？	変更日前のサービスは、1回につき436単位（要支援1）×回数、変更日以後は1回につき447単位（要支援2）×回数での請求になります。 なお、この場合の限度額は3621単位（要支援2）になります。（※月の途中で要介護度に変更があった場合には重い方で適用）ただし、利用回数により月額包括報酬となる場合は、日割り請求が適用されます。くわしくは、次の11番で説明。
11	今回、通所型サービスに「1回あたりの単位」（回数制）を導入するということだが、日割り算定は行うのか。	回数制の算定請求であれば、日割りは行いません。ただし、利用回数により月額包括報酬となり、月途中で契約解除や区分変更等を行った場合は、日割り請求が適応されます。なお、詳しい日割り請求に該当する事由については「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（令和3年3月31日付老健局介護保険計画課認知症施策・地域介護推進課老人保健課事務連絡1・資料9）」の通りです。
12	ひと月に複数の事業所を利用することはできないか。	原則、複数の事業所を利用することはできませんので、1つの事業所を選択する必要があります。

【ケアマネジメントに関すること】

No.	質問	回答
1	月額包括報酬か回数制か、その月により替わる場合（例：月により5週ある場合や、計画していた回数より休み等で少なくなる場合）ケアプランの軽微な変更として取り扱ってもよいか。	週の回数に変更なく、単なる算定方法の変更のみの場合は、「軽微な変更」として取扱い、一連の業務を省略しても構いません。但し、月によって回数制の算定の場合と月額包括報酬になる場合があり、それぞれ料金が異なっていることを、利用者及び家族へ説明する必要があります。

【事業所に関すること】

No.	質問	回答
1	1 回あたりの単価（回数制）の請求を行うことにより、利用者負担がかわりますが、重要事項説明書等の記載はどうなるか。	重要事項説明書等に 1 回あたりのサービス費に応じた利用料を記載する必要があります。
2	5週目がある月に、事業者で提供回数を月 4 回までと決めて、5 週目のサービスを提供しないということとは可能か。	サービスの提供回数については、介護予防ケアマネジメントのなかで必要性を判断することになるため、事業者の判断で、週 1 回程度利用の方の 5 週目の利用を制限することはできません。
3	回数制の導入にあたり、キャンセル料を設定して良いか。	介護報酬上、キャンセル料の設定はありませんが、サービス提供予定日に急遽利用者の都合によりキャンセルとなった場合には、事業所がキャンセル料を設定しても差し支えありません。但し、利用日の変更等が可能であればサービスが提供できるよう調整することが望ましいと考えます。なお、キャンセルに関する設定内容を契約書及び重要事項説明書に定め、利用者および家族に説明し同意を得る必要があります。